

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 20 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 13 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 3 月 20 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 25 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 4 月 8 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 26 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 4 月 1 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 20 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	9,990,000 7,992,000	一括	1,998,000	117,968	0
1	640,000				
2	9,350,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高松市川島東町字池ノ山 |
| | 地 番 | 1 3 4 2 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 6 . 5 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市川島東町字池ノ山 1 3 4 2 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 1 3 4 2 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 9 . 2 0 平方メートル
2 階 5 5 . 4 8 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 9 . 2 0 平方メートル
2 階 5 5 . 4 8 平方メートル
3 階 約 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 2月 4日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

- 1 所 在 高松市川島東町字池ノ山
地 番 1 3 4 2 番 3
地 目 宅地
地 積 1 6 6 . 5 4 平方メートル
- 2 所 在 高松市川島東町字池ノ山 1 3 4 2 番地 3
家屋 番号 1 3 4 2 番 3
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき 2 階建
床 面 積 1 階 5 9 . 2 0 平方メートル
2 階 5 5 . 4 8 平方メートル
(現況)
構 造 木造スレートぶき 3 階建
床 面 積 1 階 5 9 . 2 0 平方メートル
2 階 5 5 . 4 8 平方メートル
3 階 約 9 平方メートル



令和7年(ケ)第88号
令和7年11月18日受理
令和7年12月9日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 竹 村 優 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高松市川島東町字池ノ山 |
| | 地 番 | 1 3 4 2 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 6 . 5 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市川島東町字池ノ山 1 3 4 2 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 1 3 4 2 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 9 . 2 0 平方メートル
2 階 5 5 . 4 8 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	高松市川島東町1342番地3		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） 建築当初から次（現況）のとおりであることが推測される ☐ 種類： ☒ 構造：木造スレートぶき3階建 ☒ 床面積：1階 59.20㎡ 2階 55.48㎡ 3階 約9㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣者某	1 私は本件物件2建物の近所に住んでいる者です。 2 物件2建物には、▲さんは奥さんと子供さんと一緒に暮らしていましたが、令和6年末頃にご家族で退去されたようです。それ以降はどなたも住んでいないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
- 2 高松市役所での調査では、本件土地は都市計画区域内の非線引区域に存在し、東側を幅員約5mの高松市道（建築基準法42条1項1号道路）に、南側西端付近を幅員約5mの舗装私道（建築基準法42条1項2号開発道路）に、それぞれ接道している。
- 3 物件1土地の範囲は、現況上明らかである。14条1項地図、地積測量図及び現地での境界プレートが存在している。
- 4 物件2建物については、経年（築後約6年経過）劣化が見受けられる。築浅であることから、1階階段上り口付近の天井及び壁の壁紙の損傷を除き大きな不具合は見受けられなかった。
- 5 本件物件2建物には、太陽光発電システムが設置されている。建物内に残されていた本件物件2建物の「建築工事請負契約書」によると、太陽光発電システムは特別仕様として記載されている。建築請負代金に組み込まれていたことが認められる。
- 6 本件物件2建物の給湯システムには電気温水器が、キッチンにはIHクッキングヒーターが、それぞれ設置され、また、太陽光発電システムも設置されている。このことから本件建物はオール電化住宅であることが認められる。
- 7 本件土地周辺の水利関係を掌握している水利組合の関係者に連絡を取ることができなかった。水利組合から水路維持管理協力金を徴収される可能性のあることが窺われることから、自治会等を確認されることが望ましい。
- 8 本件物件1土地南側西端付近の接面道路は、谷口建築株式会社の所有地である。谷口建築株式会社の取締役 C の陳述によると、「団地内の当社所有の公衆用道路を、本件物件1、2土地建物を購入された方が道路として利用される分には問題はありません。ただ、団地内道路に何らかの支障が生じた場合には団地内の方々で対処していただくようお願いしております。」とのことであった。
※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年11月18日(火) 13:00-13:20	物件所在地	接道外観等調査
令和7年11月18日(火) 16:00-16:20	高松市役所	公法上の規制等調査
令和7年11月18日(火) 16:25-16:35	高松市番町1丁目 香川県広域水道企業団 高松事務所	上水関係調査
令和7年11月25日(火) 8:40-9:00	高松法務局	公図公簿等閲覧等調査
令和7年11月25日(火) 15:40-16:40	物件所在地	立入調査 評価人同行
令和7年12月8日(月) 12:40-12:50	高松市由良町 高松東南部土地改良区	水利関係調査
令和7年12月8日(月) 14:00-14:15	高松市十川西町 谷口建築株式会社	団地内道路調査

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7 年 1 1 月 2 5 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

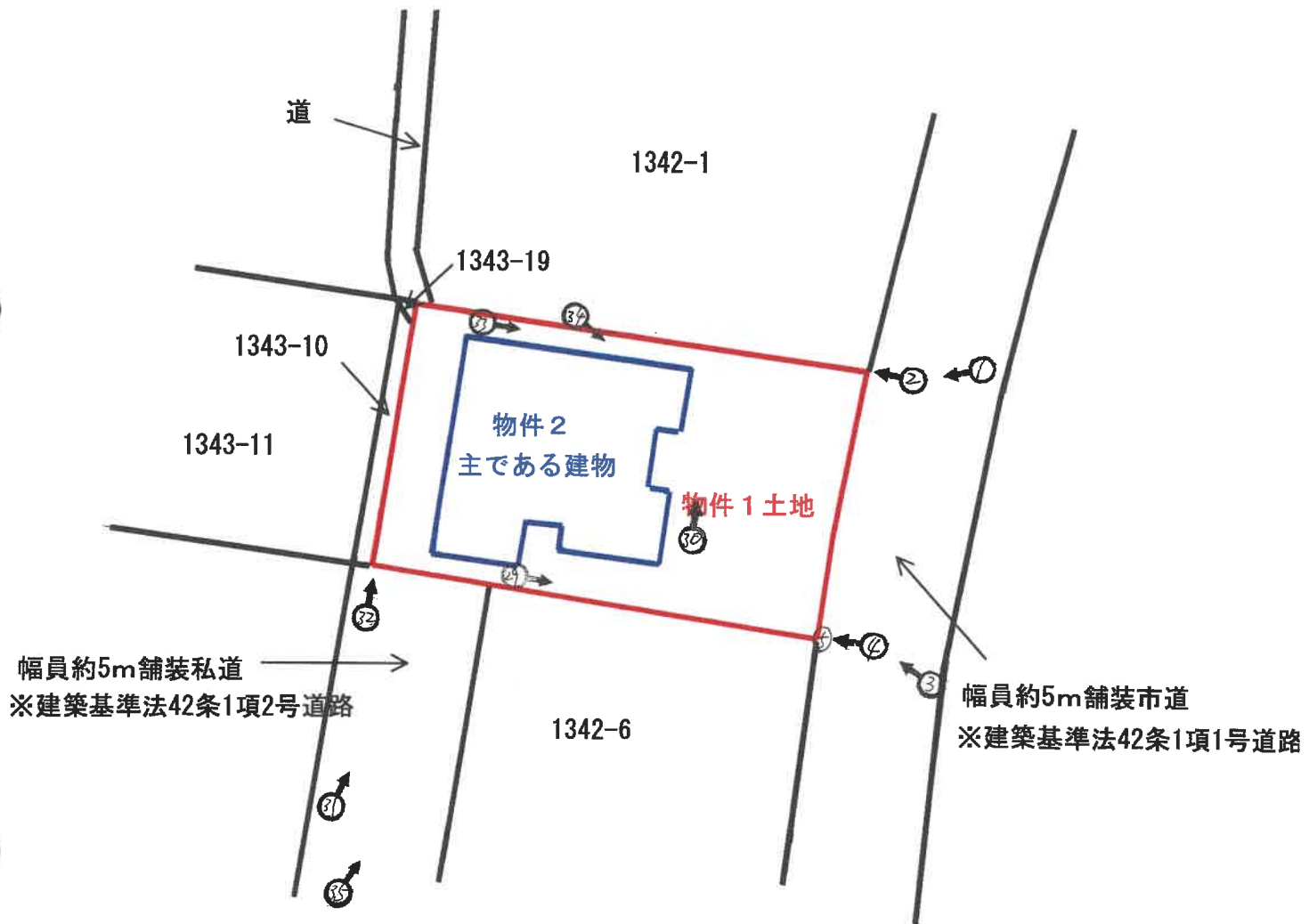
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

S≒ 1/250



（注）概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。



（6枚目）



写真撮影位置・方向

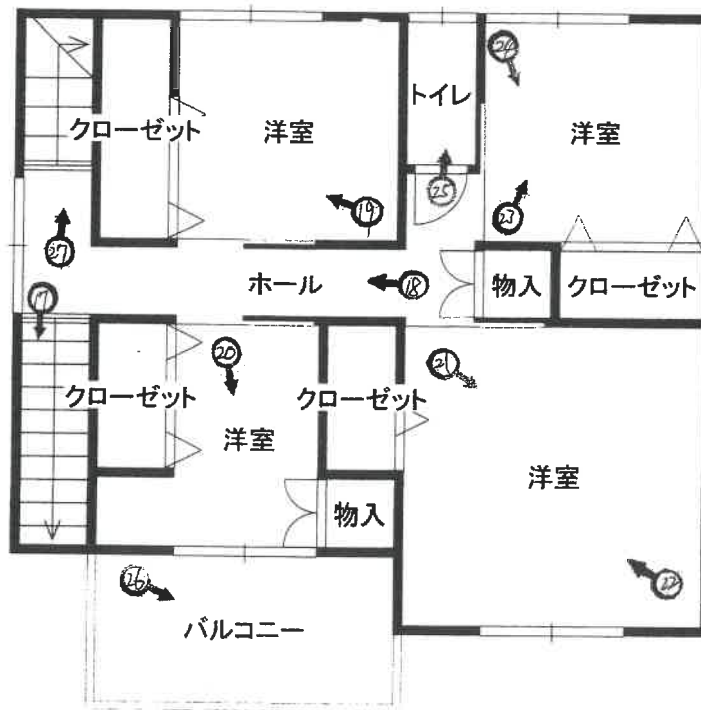
建物間取図(概略)

物件 2
主である建物

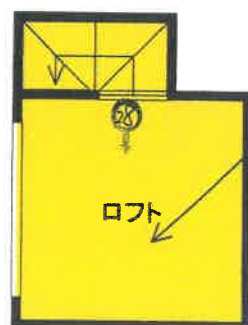
1階



2階



3階



(7 枚目)

(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。



写真撮影位置・方向



1



受命物件の状況

2

物件 1

境界プレート



物件 1 土地北東角点付近の状況

3



物件2

物件1 土地東側及び南側境界付近の状況

高松市道（建築基準法42条1項1号道路）

物件1

4



物件1 土地南側境界付近の状況

5

境界プレート

物件1



物件1 土地南東角点付近の状況

高松市道（建築基準法42条1項1号道路）



物件 2 建物の 1 階玄関周りの状況

7



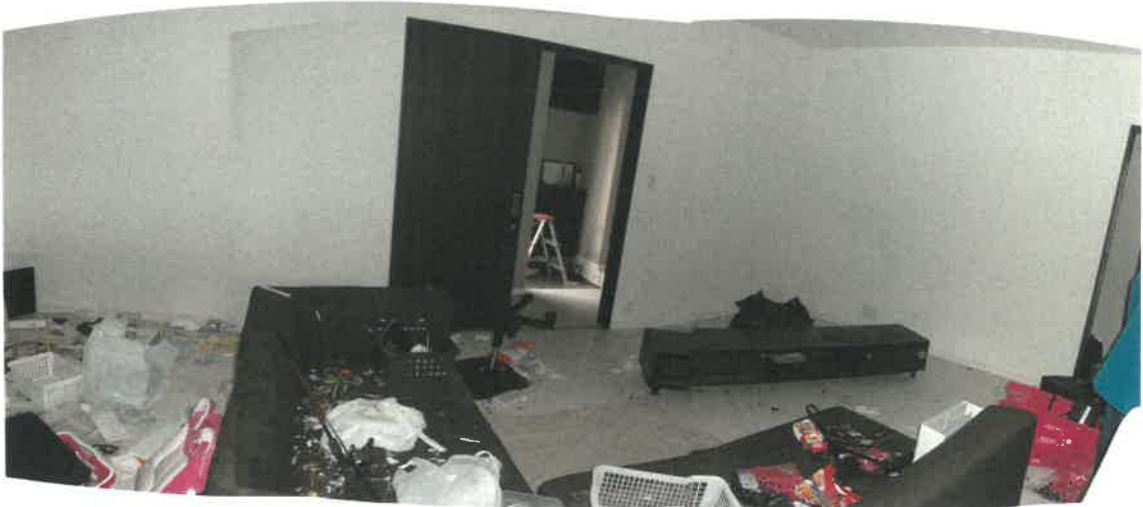
物件 2 建物の 1 階玄関目ホールの状況

8



物件 2 建物の 1 階和室の状況

9



物件2建物の1階LDKの状況

10



物件2建物の1階LDKの状況

1 1



物件 2 建物の 1 階キッチンの状況

1 2



物件 2 建物の 1 階キッチンの IH クッキングヒーター設置状況

1 3



物件 2 建物の 1 階洗面脱衣所の状況

1 4



物件 2 建物の 1 階浴室の状況

1 5



物件 2 建物の 1 階階段付近壁の壁紙の損傷状況

1 6



物件 2 建物の 1 階 L D K 西端の収納の状況

17



物件2建物の2階から1階への階段の状況

18



物件2建物の2階ホールの状況

19



物件2建物の2階北側西洋室の状況

20



物件2建物の2階南側西洋室の状況

2 1



物件 2 建物の 2 階南側東洋室の状況

2 2



物件 2 建物の 2 階南側東洋室の状況

2 3



物件 2 建物の 2 階北東角洋室の状況

壁紙の損傷

2 4



物件 2 建物の 2 階北東角洋室の状況

2 5



物件 2 建物の 2 階トイレの状況

2 6



物件 2 建物の 2 階バルコニーの状況

27



物件2建物の2階から3階への階段の状況

28



物件2建物の3階部分の状況

29



物件2建物の南側の状況

30



物件2建物の東側の状況

3 1

舗装私道（建築基準法 4 2 条 1 項 2 号道路）



物件 2 建物西側及び南側の状況

3 2

境界プレート

物件 1



3 3



物件 2 建物の西側のエコキュート設置状況

3 4



物件 2 建物の西側のエコキュート設置状況

太陽光発電パネル

3 5



太陽光発電パネル設置の状況

物件 2

令和7年（ケ）第88号
令和7年11月25日 現地調査
令和7年12月8日 評価

高松地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
吉 駟 征 司

第1 評価額

一括価格	
金 9, 9 9 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 6 4 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 9, 3 5 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1、2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	高松市川島東町字池ノ山 1342番3 宅地 166.54㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	高松市川島東町字池ノ山1342番地 3 1342番3 居宅 木造スレートぶき2階建 1階 59.20㎡ 2階 55.48㎡ 延 114.68㎡	木造スレートぶき3階建 1階 59.20㎡ 2階 55.48㎡ 3階 約9㎡ 延 約123.68㎡
番号	特記事項		
2	3階部分（現況ロフト）が登記されていない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	琴電長尾線「池戸」駅の南西方約2.1km(直線距離) コトデンバス「十河小学校前」バス停の南方約700m(直線距離) (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	受命物件の存する近隣地域は高松市中心部より南東方郊外の川島東町に位置し、戸建住宅が建ち並ぶ外、周辺には農地も残る地域を形成している。当該地域においては150～200㎡程度の敷地に2階建程度の住宅等としての使用を標準的使用とする。緩やかな景気回復とともに、低調だった住宅地需要は持ち直しの兆しを見せつつあり、地価は横ばいで推移している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途無指定地域 60% 100% — 特になし
画 地 条 件	面 積 166.54㎡ 間 口 約10m(東側) 奥 行 約16.5m 形 状 ほぼ整形 地 勢 普通	
接面道路の状況	東側で現況幅員約5m舗装市道(佐古線、建築基準法42条1項1号道路)と、南側で現況幅員約5m舗装私道(建築基準法42条1項2号道路)とそれぞれほぼ等高に接面する。系統・連続性は普通程度。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	物件2建物の敷地として利用されている。隣接不動産の状況は北側農地、西側住宅、南側住宅、私道、東側上記市道を介して住宅等である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 有 ガ ス 配 管 無 下 水 道 無	
特 記 事 項	・物件1土地の範囲は、現況上明らかである。14条1項地図及び現地での境界プレートが存在している。 ・物件1土地内は約1.7mの画地内段差がある。段差には階段が設けられており、物件2建物は東側からは階段を利用することにより出入りできる。 ・土壤汚染については閉鎖登記簿、過去地図等による対象地の地歴調査、埋蔵文化財については高松市文化財課において周知の埋蔵文化財包蔵地の確認等を行ったが、特段の事項は確認されなかったため、これらの要因については考慮外として評価する。なお、土壤汚染の有無等の詳細は専門機関の調査を要する。 ・当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 令和1年12月9日新築 経過年数 約6年 経済的残存耐用年数 約14年
仕 様	構 造 木造 屋 根 スレートぶき 外 壁 サイディング 内 壁 クロス貼り、パネル貼り等 天 井 クロス貼り、パネル貼り等 床 フローリング、タタミ、ビニールタイル等 設 備 電気、給排水等 その他 オール電化住宅
床面積(現況)	1階59.20㎡、2階55.48㎡、3階約9㎡、合計約123.68㎡である。
現 況 用 途 等	階層 3階建 現況用途 居宅 間取り （添付間取図参照）
品 等	中位
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
そ の 他	・ 物件2建物については、経年（築後約6年経過）劣化が見受けられる。築浅であることから、1階階段上り口付近の天井及び壁の壁紙の損傷を除き大きな不具合は見受けられなかった。 ・ 本件物件2建物には、太陽光発電システムが設置されている。建物内に残されていた本件物件2建物の「建築工事請負契約書」によると、太陽光発電システムは特別仕様として記載されている。建物請負代金に組み込まれていたことが認められる。 ・ 本件物件2建物の給湯システムには電気温水器が、キッチンにはIHクッキングヒーターが、それぞれ設置され、また、太陽光発電システムも設置されている。このことから、本件建物はオール電化住宅であることが認められる。 ・ 設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・ 当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照のこと。 ・ 対象建物については、吹付けアスベスト等及びアスベスト含有建材（成形板、仕上塗材等）が使用されている可能性は低い。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	13,300	0.96	166.54	1.0	2,126,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 高松-18

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$26,500\text{円}/\text{㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/200 \approx 13,300\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：……補正の必要はない。

◇地域格差：……交通接近条件（公共施設等への接近性）+5%、環境条件（居住環境等）+90%（相乗値）

イ 個別格差：……二方路+1%、高低差▲5%（相乗値）

ウ 地積：……登記数量による。

エ 建付減価：……必要なし

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費を比準し、住宅設備の状況等をも勘案して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価 率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	163,000	約123.68	0.72	14,515,000

ア 再調達原価：建物本体に加え、太陽光発電システムも考慮して査定した。

ウ 現価率：経過年数6年、経済的残存耐用年数14年、残価率5%とした定額法及び観察減価法（必要なし）を併用して下記のとおり査定した。

$$\cdot \text{現価率} = [0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{14}{6 + 14}] \times (1 - 0.0) \approx 0.72$$

観察減価

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,126,000	0.50	法定地上権	1,063,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,126,000	－1,063,000		1.0	0.6	640,000
2	14,515,000	＋1,063,000	1.0	1.0	0.6	9,350,000
一括価格 (合計)						9,990,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 高松－18

所 在：高松市川島東字沖下748番14
価 格：26,500円／ m^2
位 置：琴電長尾線「高田」駅の南西方約3.3km（道路距離）
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：139 m^2
供給処理施設：水道
接 面 街 路：北側5m私道
用 途 指 定 等：（都）2中専（60、200）
地 域 の 概 要：小規模住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

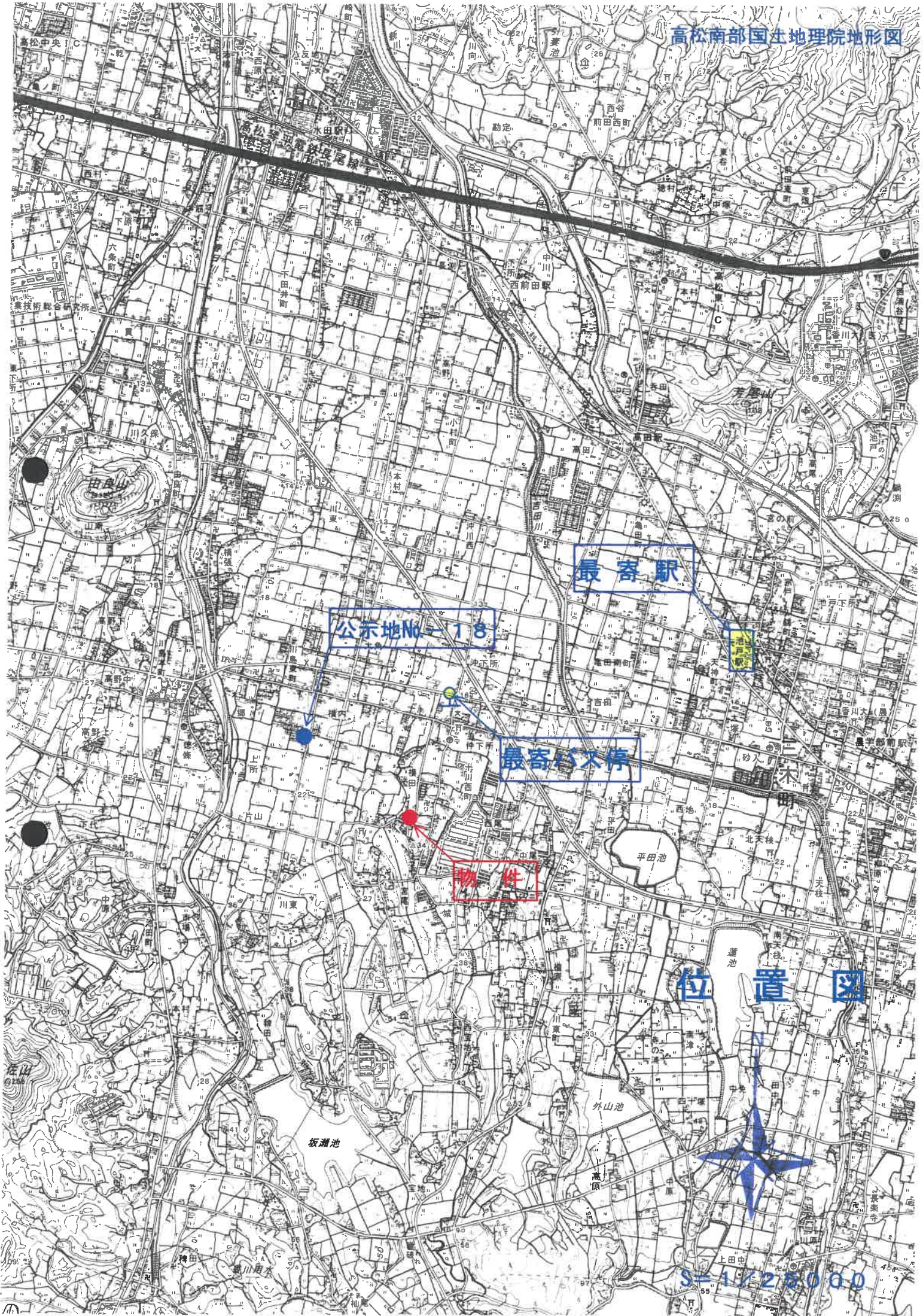
物件1：1,503,856円
物件2：8,175,747円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

以 上



最寄駅

公示地No. 18

最寄バス停

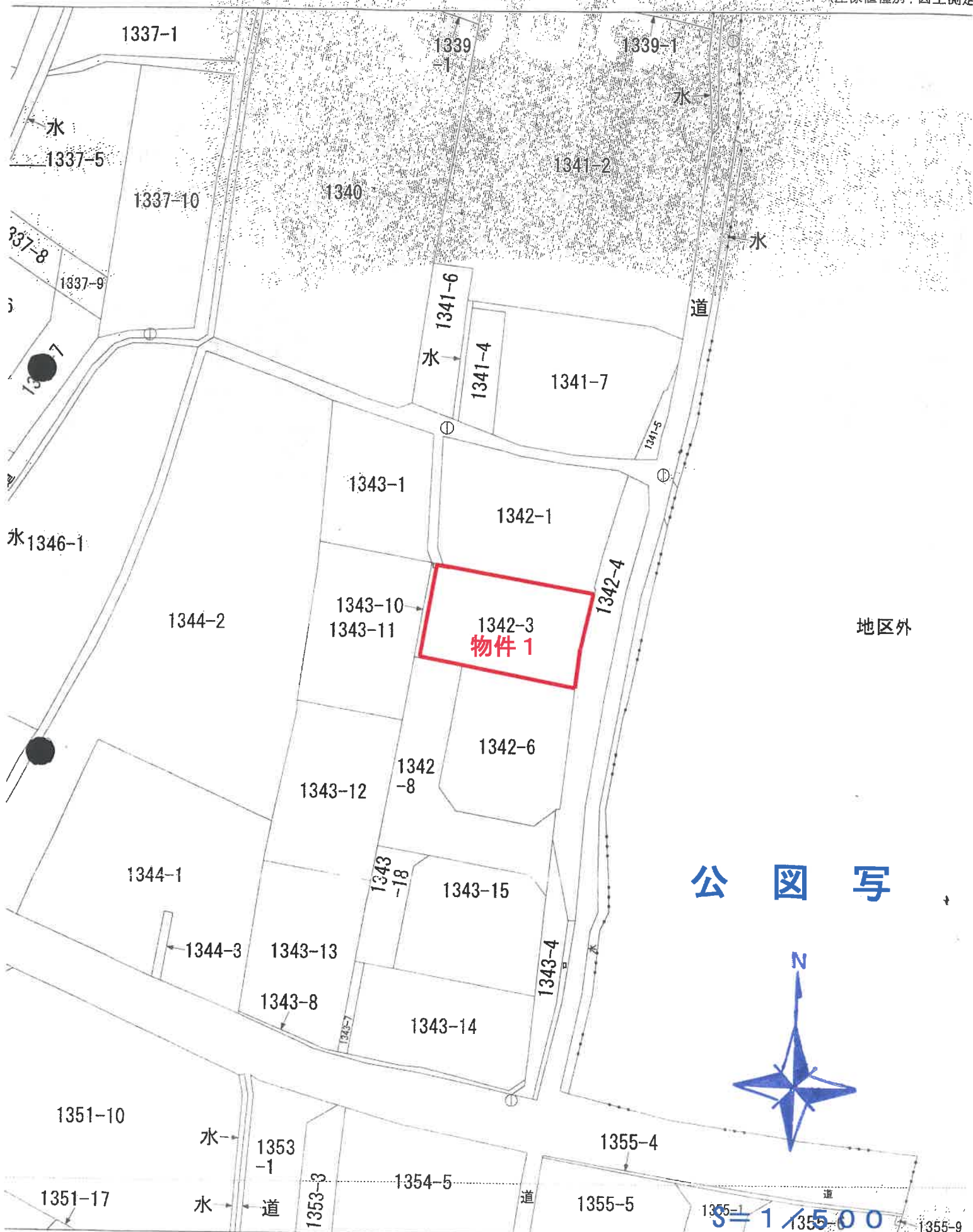
物件

位置図

S=1/25000

1339-4 水
ハ 1343-19

(座標値種別：図上測定)



地区外

公 図 写



0 1 500

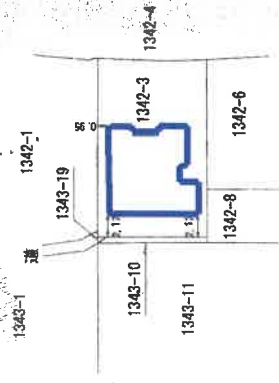
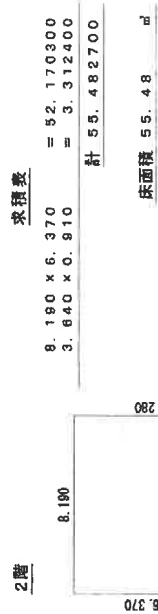
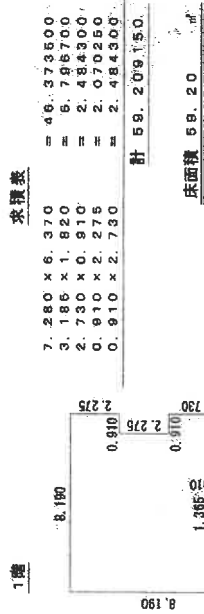
(座標値種別：図上測定)

建物図面図

家屋番号 1342-3

建物の所在 高松市川島東町字池ノ山1342-3

各階平面図



作成者

縮尺 1/250

申請人

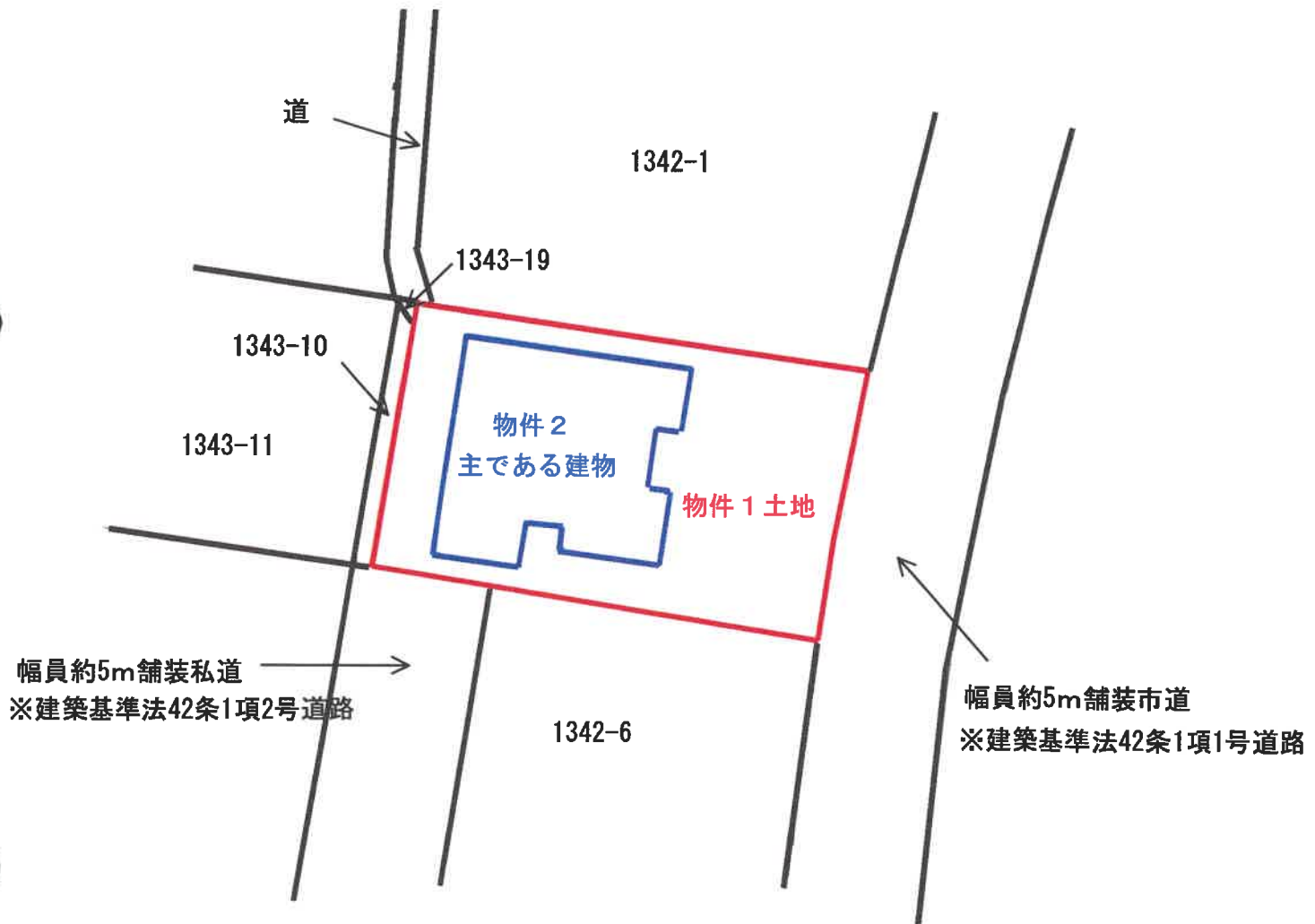
縮尺

1/500

縮小版

土地建物位置関係図（概略）

S≒ 1 / 2 5 0



（注）概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。



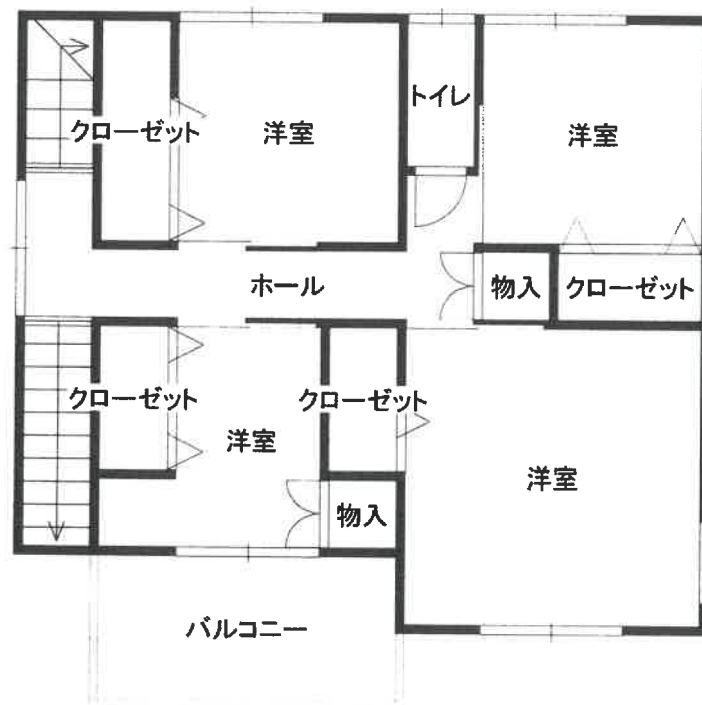
建物間取図(概略)

物件 2
主である建物

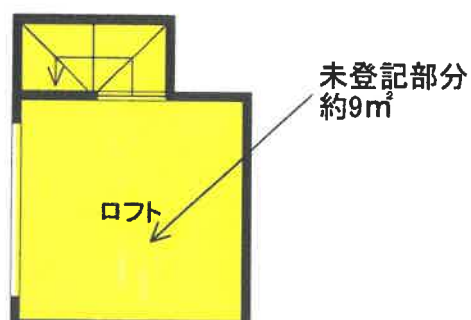
1階



2階



3階



(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。